# 原子力防災に関する自治体アンケート

## 集計結果

対 象:青森県内 40 市町村と函館市1市

回収率:100%

期 間:2014年9月1日~9月30日まで

2014年10月29日

なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク

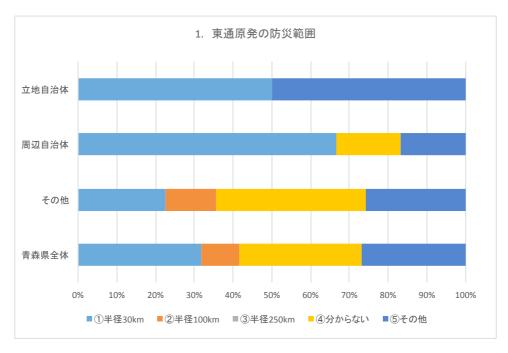
#### 1. 東通原発の防災範囲

#### ■質問

青森県が定めた原子力防災は東通原発から半径30km、青森市が定めた計画では半径 100km圏内の青森市となっています。貴職は原子力防災範囲をどの程度にするのが妥当 だと思いますか?

- ① 半径約30km
- ② 半径約100km
- ③ 半径約250km
- ④ 分からない
- ⑤ その他

#### ■回答の分布



		1.	東通原発の防災範	囲	
	①半径30km	②半径100km	③半径250km	④分からない	⑤その他
青森県全体	13	4	0	13	11
その他	7	4	0	12	8
周辺自治体	4	0	0	1	1
立地自治体	2	0	0	0	2

- ・立地自治体の半数、周辺自治体の6割強が、青森県の計画による①半径30kmを受け入れるとしており、これらの自治体では県の計画を支持する傾向が比較的強い。⑤その他と回答した自治体の中でも、東通村は基本的に半径30kmを妥当と考えているという(別紙参照)。
- ・その他の自治体の約2割が①半径30kmを受け入れるとしているが、4割近くが④分からないとしている。これらの自治体では、青森県の計画に懐疑的な傾向が強いと言える。このうち、4自治体は②半径100kmを防災範囲とするべきと回答しており、青森市は⑤その他として、青森県全域が含まれるべきと回答している(別紙参照)。

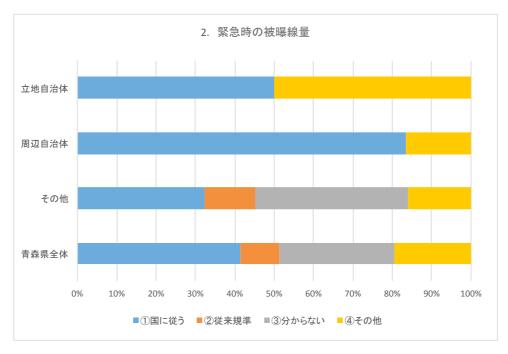
#### 2. 緊急時の被曝線量

#### ■質問

原子力規制委員会では、原子力施設の事故に際して、緊急事態に当たる職員の線量を国際原子力機関(IAEA)の基準に倣って500mSv未満にすべきとして検討することを提案しました。なお、国際放射線防護委員会(ICRP)では、重大事故を防ぐためであれば、上限を決めずに緊急作業に当たるべしと定めています。これから検討されることになっていますので、確定はしていませんが、青森県は線量上昇があれば、それに合わせて原子力防災計画を見直すとしています。しかし、このような高線量まで被ばくしても事故拡大を防ぐことを原子力防災計画に盛り込んで、消防署員に強要することを、どのように考えますか?

- ① 国が定めれば従う
- ② 被ばく量を従来の規準(100mSv)に戻すべきだ
- ③ 分からない
- 4 その他

#### ■回答の分布



		2. 緊急時の	D被曝線量	
	①国に従う	②従来規準	③分からない	④その他
青森県全体	17	4	12	8
その他	10	4	12	5
周辺自治体	5	0	0	1
立地自治体	2	0	0	2

- ・立地自治体の半数、周辺自治体の8割以上が①国に従うとしており、これらの自治体では消防署員等の被曝線量を大幅に引き上げることを容認する傾向が強い。
- ・その他の自治体の約3割が①国に従うとしているが、4割近くが④分からないと回答している。また、4自治体は②従来規準と回答している。これらの自治体では、被曝線量の引き上げに懐疑的な傾向が強いと言える。

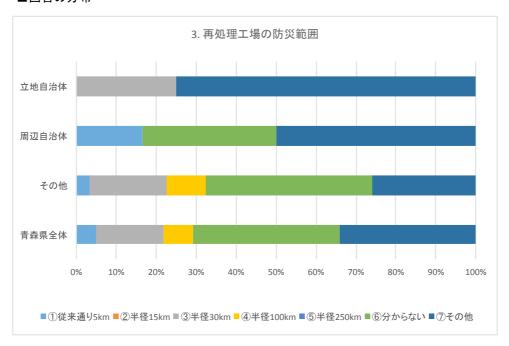
#### 3. 再処理工場の防災範囲

#### ■質問

六ヶ所村の戸田村長は、再処理工場の原子力防災の範囲を国が見直さない限り、再処理 工場の操業に係る安全協定を締結しないとしました。貴職は、どの範囲にすべきと考えま すか?

- ① 従来通りの半径5km
- ② 半径15km
- ③ 半径30km
- ④ 半径約100km
- ⑤ 半径約250km
- ⑥ 分からない
- (7) その他

#### ■回答の分布



			3	再処理工場の防災軍	<b>范囲</b>		
	①従来通り5km	②半径15km	③半径30km	④半径100km	⑤半径250km	⑥分からない	⑦その他
青森県全体	2	0	7	3	0	15	14
その他	1	0	6	3	0	13	8
周辺自治体	1	0	0	0	0	2	3
立地自治体	0	0	1	0	0	0	3

- ・立地自治体のうち、大間町は従来よりも広い③半径30kmを防災範囲とするべきとし、残り3自治体は⑦その他と回答している。立地自治体では、再処理工場の防災範囲の問題に慎重な傾向がやや強いと言えるが、⑦その他と回答した自治体の大半も、最終的には国に従うとしている(別紙参照)。
- ・周辺自治体では、横浜町は①従来通り半径5kmとし、大半は、⑥分からない、または⑦その他と回答している。周辺自治体では、立地自治体よりもこの問題に対する態度が曖昧であるように思われる。
- ・その他の自治体でも、大半が⑥分からない、または⑦その他と回答しているが、約3割の自治体が従来よりも広い③半径30kmまたは④半径100kmを防災範囲とするべきとしている。これらの自治体では、再処理工場の問題により慎重な傾向が強いと言える。

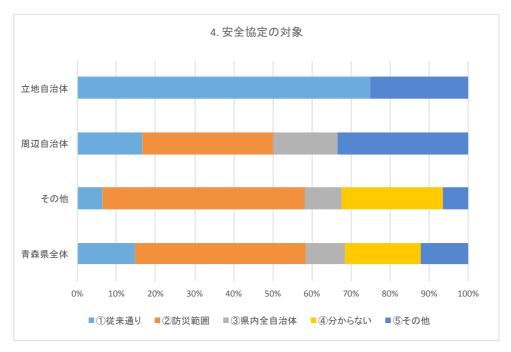
#### 4. 安全協定の対象

#### ■質問

2011年の3.11以前は、安全協定の当事者は六ヶ所村長と東通村長でしたが、3.11以降は原子力防災範囲が広がり、原子力施設立地自治体以外の自治体にも原子力防災計画の策定義務が生じました。新潟県では、全市町村が立地自治体並みの安全協定を2013年1月9日に締結しましたし、最近では鳥取県が当事者になることを要望するなどの動きもあります。しかし、多くの自治体は、安全協定の当事者ではないことを理由に、原子力施設の運転に合意を求められず、意見を言うことができません。このことについて、貴職はどのようにお考えですか?

- ① 従来通りでいい
- ② 原子力防災範囲対象自治体も安全協定の当事者にすべきだ
- ③ 青森県内全自治体を対象とすべきだ
- ④ 分からない
- ⑤ その他

#### ■回答の分布



-					
			4. 安全協定の対象		
	①従来通り	②防災範囲	③県内全自治体	④分からない	⑤その他
青森県全体	6	18	4	8	5
その他	2	16	3	8	2
周辺自治体	1	2	1	0	2
立地自治体	3	0	0	0	1

- ・立地自治体の大半が①従来通りでよいとし、⑤その他と回答した東通村も、同村の安全協定については納得してる様子が覗える(別紙参照)。これらの自治体では、現行の状況におおむね満足しているものと思われる。
- ・周辺自治体のうち、横浜町のみが①従来通りと回答し、半数の自治体は、②防災範囲に含まれる自治体または③県内の全自治体にげるべきであると回答している。これらの自治体では、安全協定の対象を広げるべきと考える傾向が強いと言える。
- ・その他の自治体でも、①従来通りと回答したのは2自治体のみで、約6割の自治体が、② 防災範囲に含まれる自治体または③県内の全自治体に広げるべきであると回答してい る。これらの自治体では、安全協定の対象を広げるべきと考える傾向がより強いと言える。

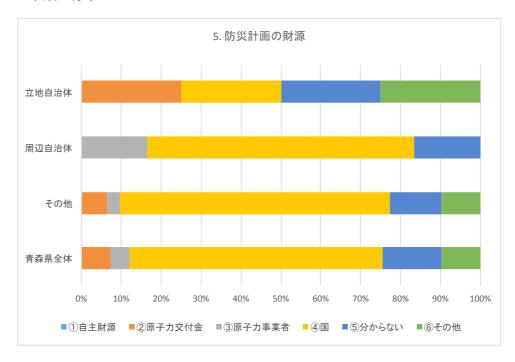
#### 5. 防災計画の財源

#### ■質問

仮に県が定めた約30kmの防災範囲を超える自治体でも防災計画を策定する必要があれば、新たに原子力防災計画を立案したり、資機材を用意するなどの経費が必要となります。その財源を、どのように補てんするべきと考えますか?

- ① 自主財源
- ② 原子力交付金等
- ③ 原子力事業者
- **4**) **E**
- ⑤ 分からない
- ⑥ その他

#### ■回答の分布



			5. 防災計	画の財源		
	①自主財源	②原子力交付金	⑤分からない	⑥その他		
青森県全体	0	3	2	26	6	4
その他	0	2	1	21	4	3
周辺自治体	0	0	1	4	1	0
立地自治体	0	1	0	1	1	1

- ・青森県内(ただし、函館市含む)で、防災計画を①自主財源によって行うべきと回答した自治体は皆無だった。
- ・立地自治体では、①原子力交付金、④国、⑤分からない、⑥その他に回答が別れた。
- ・周辺自治体およびその他の自治体では、④国による財源補填を求める自治体がいずれも6割以上に上った。

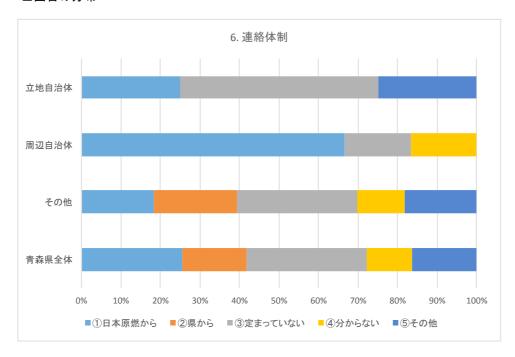
#### 6. 連絡体制

#### ■質問

岩手県は日本原燃(株)から2013年9月30日に、異常時の連絡や平常時の連絡について確約を取り付けています。貴職には、どのような形で異常時と平常時に連絡があるのですか?

- ① 日本原燃が報告に来ている
- ② 県から連絡がある
- ③ 特に定まっていない
- ④ 分からない
- ⑤ その他

#### ■回答の分布



			6. 連絡体制		
	①日本原燃から	②県から	③定まっていない	④分からない	⑤その他
青森県全体	11	7	13	5	7
その他	6	7	10	4	6
周辺自治体	4	0	1	1	0
立地自治体	1	0	2	0	1

- ・立地自治体のうち、東通村は①日本原燃が報告に来ているとし、六ヶ所村は⑤その他と回答しつつ、日本原燃から連絡を受けているとしている(別紙参照)。しかし、他の2自治体は連絡体制は③定まっていないという。
- ・周辺自治体の6割強は、①日本原燃から連絡を受けるとしているが、③定まっていない、 ④分からないという自治体も見られる。
- ・その他の自治体のうち、約4割は①日本原燃または②県から連絡があるとしているが、別の約4割は③定まっていない、④分からないとしている。
- ・以上より、連絡体制の整備はまったく不十分であることが分かる。

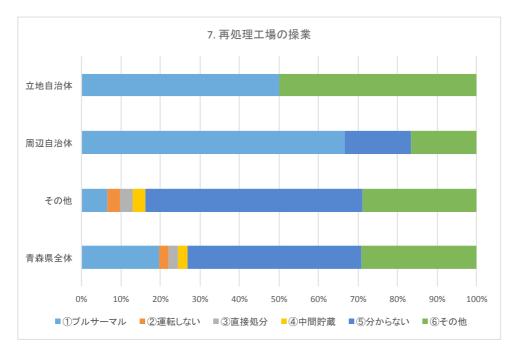
#### 7. 再処理工場の操業

#### ■質問

新しいエネルギー基本計画では、高速増殖炉の研究開発が中止となりました。一方六ヶ所再処理工場でプルトニウムを取り出すことが事業目的となっています。貴職は六ヶ所再処理工場の操業をどのようにお考えですか?(複数回答可)

- ① プルトニウムをプルサーマルで利用すべき
- ② 再処理工場は運転すべきでない
- ③ 使用済み核燃料を直接処分すべき
- ④ 中間貯蔵すべき
- ⑤ 分からない
- ⑥ その他

#### ■回答の分布



			7. 再処理二	工場の操業		
	①プルサーマル	②運転しない	③直接処分	④中間貯蔵	⑤分からない	⑥その他
青森県全体	8	1	1	1	18	12
その他	2	1	1	1	17	9
周辺自治体	4	0	0	0	1	1
立地自治体	2	0	0	0	0	2

- ・立地自治体の半数、周辺自治体の6割強は、①プルサーマルの推進を支持している。立地自治体のうち、残りの自治体(東通村、六ヶ所村)も、⑥その他と回答しつつ、核燃料サイクルの推進を強く推進している。これらの自治体は、総じて再処理工業の操業に積極的であると言える。
- ・その他の自治体のうち、①プルサーマルと回答したのは2自治体のみで、8割以上が⑤分からない、または⑥その他と回答している。これらの自治体では、核燃料サイクルの推進に懐疑的な傾向が強いと言える。

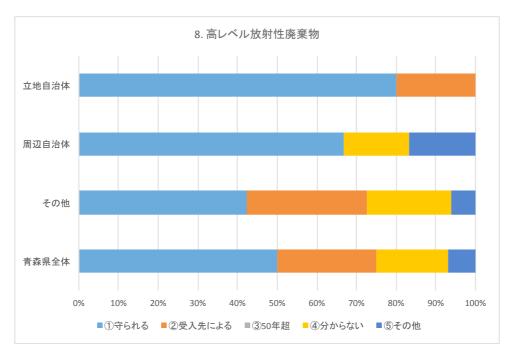
#### 8. 高レベル放射性廃棄物

#### ■質問

現在、既に貯蔵が行われている高レベル放射性廃棄物については、30年から50年の間に 青森県から出ていくという約束が交わされていますが、これが守られると思いますか?(複 数回答可)

- ① 国との約束なので守られると思う
- ② 受け入れる自治体が決まらない間は出ていかない
- ③ 50年間を超えても貯蔵すべき
- ④ 分からない
- ⑤ その他

#### ■回答の分布



		8.	高レベル放射性廃棄	<b>E</b> 物	
	①守られる	②受入先による	③50年超	④分からない	⑤その他
青森県全体	22	11	0	8	3
その他	14	10	0	7	2
周辺自治体	4	0	0	1	1
立地自治体	4	1	0	0	0

- ・立地自治体のすべて、周辺自治体の6割強が、高レベル放射性廃棄物の搬出の約束は ①守られるとしている(立地自治体の回答②は複数回答による)。これらの自治体では、国 や県の政策を信頼する傾向が強いと言える。
- ・その他の自治体のうち、①守られると回答したのは約4割で、別の約5割の自治体は②受入先が見つかるまで搬出されない、または④分からないと回答している。これらの自治体では、国や県の政策を信頼する傾向は比較的弱いと言える。

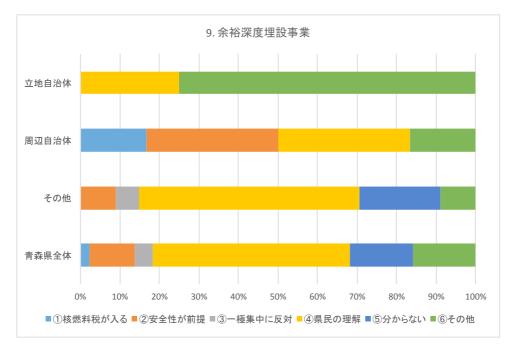
#### 9. 余裕深度埋設事業

#### ■質問

日本原燃(株)としては、電気事業連合会からの要請があれば、余裕深度放射性廃棄物の埋設事業を受け入れる方針を示しています。低レベル放射性廃棄物の最終処分と高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵施設に加えて、余裕深度放射性廃棄物埋設事業を六ヶ所村で行うことを、どのようにお考えですか?

- ① 核燃料税が入るので受け入れるべき
- ② 安全性を前提として受け入れるべき
- ③ 核のゴミの一極集中に反対
- ④ 県民の理解が必要だ
- ⑤ 分からない
- ⑥ その他

#### ■回答の分布



			9. 余裕深月	度埋設事業		
	①核燃料税が入る	②安全性が前提	③一極集中に反対	④県民の理解	⑤分からない	⑥その他
青森県全体	1	5	2	22	7	7
その他	0	3	2	19	7	3
周辺自治体	1	2	0	2	0	1
立地自治体	0	0	0	1	0	3

- ・立地自治体のうち、大間町は④県民の理解が必要としているが、他の3自治体は⑥その他と回答し、態度を明確にすることを避けているように思われる(別紙参照)。
- ・周辺自治体の半数は、①核燃料税が入るから受け入れるべき、または②安全性を前提として受け入れるべきとしている。これらの自治体では、余裕深度埋設事業に積極的な傾向がやや強いと言える。
- ・その他の自治体では、③一極集中に反対という回答も見られるものの、半数以上が④県民の理解が必要であると回答している。これらの自治体では、余裕深度埋設事業に断固反対という傾向は必ずしも強くないが、この事業に対して慎重な傾向は強いと言える。

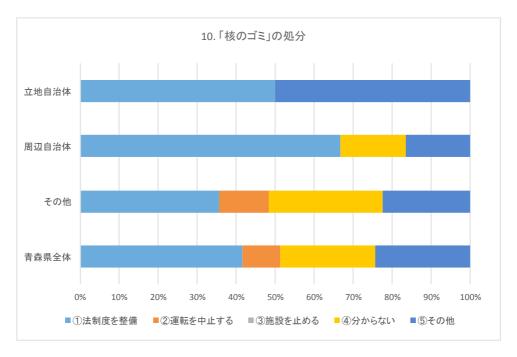
#### 10. 「核のゴミ」処分

#### ■質問

ウラン濃縮工場から生じる核のゴミは、どこにどのように処分するかが法令上整備されていません。また、再処理工場から出る核のゴミも、どこに処分されるか決まっていないものもあります。「原発はトイレなきマンション」と批判されましたが、核燃施設も廃棄物の処分方法等を決めずに運転してきました。貴職は、これをどう思いますか?

- ① 原子力規制委員会で法制度を早く作るべきである
- ② 処分方法が決まるまで、運転を中止すべき
- ③ これらの施設を止めるべき
- ④ 分からない
- ⑤ その他

#### ■回答の分布



		1	0.「核のゴミ」の処分	}	
	①法制度を整備	②運転を中止する	③施設を止める	④分からない	⑤その他
青森県全体	17	4	0	10	10
その他	11	4	0	9	7
周辺自治体	4	0	0	1	1
立地自治体	2	0	0	0	2

- ・立地自治体の半数、周辺自治体の6割強は、「核のゴミ」の処分のための①法制度の整備を求めている。これらの自治体では、核燃料サイクルの推進を支持しつつ、そのために「核のゴミ」の適切な処分を求める傾向が強いと言える。
- ・その他の自治体でも、3割以上が①法制度の整備を求めているが、約4割が②運転を中止するべき、④分からないと回答している。これらの自治体では、「核のゴミ」の問題から、核燃料サイクルに懐疑的になる傾向がやや強いと言える。

#### 「その他」及び自由記述(質問項目別)

- 1. 東通原発の防災範囲
- ・原子力規制委員会で検討されている範囲を踏まえて結論を出すのが妥当と考えている。(むつ市)
- ・「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」としては、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ策定された原子力災害対策指針に示される「原子力施設から概ね30kmを目安」に基づき青森県が決定した「発電所を中心に概ね半径30km]は妥当であると認識しています。ただし原子力災害対策指針においては、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域」(PPA)」は今後の検討課題としており、今後の原子力規制委員会における検討状況を注視しています。(東通村)
- ・現地点では判断しかねる。国の責任において科学的、専門的な検討をすべきであると考える。(三沢市)
- ・福島第一原子力の事故発生時には、計画的避難区域に指定されていない50Km圏外の地域においても、放射性物質による汚染があり、除染や屋外活動が制限されたことを踏まえ、本市では東通原子力発電所から半径100km圏内に位置しているが、季節風を考慮して市民等がプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する必要も想定されることから計画を策定した。PPAについては、事故発生時の規模や気象条件により、放射性物質が拡散する範囲を明確にすることは困難であるが、青森県全域が含まれるべきと考える。(青森市)
- ・単純に半径何キロ圏内とすることには、気候・陸奥湾という障害物が無い地形的要因等を考えた場合、汚染物質の拡散の例から、最悪、当町県域100km以上は必要と考えます。(外ヶ浜町)
- ・国(県)の考えのもとで原子力防災を検討していく。(弘前市)
- ・国や県の考え方に基づき、今後検討し判断していきたい。(平川市)
- ・範囲を検討する知見がない。(鰺ヶ沢町)
- ・県の定めに従うが、少しでも離れた方がよい。(中泊町)
- ・30km以上の自治体においても、何らかの防災対応が必要。(十和田市)
- ・県民の安全性が確実に保つことができる範囲とすべきである。(南部町)
- ・事故ありきの判断できない。(新郷村)
- ・少なくとも半径30km(函館市)
- 2. 緊急時の被曝線量
- ・提案の段階であり、はっきりとした回答はできかねます。(むつ市)
- ・原子力災害対策指針においては、消防署員はもちろん、県・市町村職員、警察等も含めた「防災業務関係者」の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考することとされ、青森県地域防災計画(原子力編)においては、実効線量で50mSvを上限とし、また、緊急作業は100mSvを上限としている。防災作業関係者の被ばく線量の上限値は、科学的根拠に基づき、検討されるべきものであり、その検討結果を自治体や防災関係機関へしっかりと説明し、理解を得た上で運用していくことが必要と考えます。ただし原子力災害対策指針に記載されているとおり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要であると認識しています。(東通村)
- ・現地点では判断しかねる。国の責任において科学的、専門的な検討をすべきであると考える。(三沢市、1と同じ)
- ・原子力計画では、防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク等の防護資機材の装着と安定ヨウ素剤等を確保し、その配備又は措置を行うこととしており、防護資機材等に不足が生じた場合やそのおそれがある場合には、県及び関係機関に対し防護資機材の調達を要請することとしている。また、防災業務関係者の被ばく管理及び必要となる防護措置については、今後、国の動向に注視していく。(青森市)
- ・安全確保策の内容も含め、国等の検討の推移を注視する。(弘前市)
- ・重大事故を防ぐ緊急作業であることを考慮しながらも、作業員等の命に関わる安全対策等において、国等の検討内容を引き続き注視し今後判断していきたい。(平川市)
- ・根拠ある基準にしたがって慎重に決定すべき。(十和田市)
- ・県が見直す防止計画の内容を確認したうえで判断したい。(南部町)
- 国からも入る。(新郷村)

#### 3. 再処理工場の防災範囲

- ・現在規制委員会で検討しており、専門的知識を有する規制委員会に委ねるべきと考える。(むつ市)
- ・再処理施設の原子力災害対策重点区域については、原子力規制委員会において、科学的根拠に基づき議論されるものと認識しており、コメントする立場にありません。(東通村)
- ・原子力規制委員会において核燃料サイクル施設に係る原子力災害対策を検討するとされていることから、検討結果を踏まえて判断する。(六ヶ所村)
- ・現地点では判断しかねる。国の責任において科学的、専門的な検討をすべきであると考える。(三沢市、1と同じ)
- ・原子力規制委員会の決定の範囲。(野辺地町)
- ・原子力規制委員会の指針及び県の防災計画に基づき判断する。(東北町)
- ・EPZの見直しがなされた現在、現行の5Km圏内では狭いと考える。(青森市)
- ・原子力防災の範囲については、最悪の状況を想定したもので策定されるべきで、県全域を範囲と考えます。 (外ヶ浜町)
- ・国(県)の考えのもとで原子力防災を検討していく。(弘前市)
- ・国や県の考え方に基づき、今後検討し判断していきたい。(平川市)
- ・範囲を検討する知見がない。(鰺ヶ沢町)
- 国の定めに従うが、少しでも離れた方がよい。(中泊町)
- ・放射線の拡散予想等も踏まえた検討が必要。(十和田市)
- ・防災範囲については質問1と同様の考え方である。(南部町)
- ・大間原発建設差し止め係争中であり他の原子力施設については回答を差し控える。(函館市)

#### 4. 安全協定の対象

- ・安全協定を締結する地域の範囲については、立地地域毎にこれまでの歴史・背景・地勢等が異なるため、それぞれの地域に適した範囲で行うことが妥当であると考えます。なお、東通原子力発電所及び原子燃料サイクル施設について青森県を立会人とし、隣接市町村と事業者を当事者とする安全協定を締結しています。(東通村)
- 国のエネルギー政策全般にかかる問題であり、一自治体がコメントすべきではないと考える。(三沢市)
- ·安全協定締結済(東北町)
- ・県が立地市町村以外の県内市町村の協力のもと広域避難の実施や災害物資等の要請等を行うこととなることも 踏まえ、当事者となっている県が窓口となり、市町村の事情を踏まえた意見や要望等をしっかりと聞いて事業者と の話し合いを行って欲しいと考える。(青森市)
- ・立地距離に関係なく「原子力」について知見を深める機会とすべき。(鰺ヶ沢町)
- ・避難計画の策定を義務づけられる自治体に建設・稼働の同意権を与えるよう法体系を整備すべき(函館市)

#### 5. 防災計画の財源

- ・仮定の質問にはお答えしかねる。(むつ市)
- ・平成26年2月に「青森市原子力災害対策計画」を策定し、市民の安全・安心を確保するために、安定ヨウ素剤をはじめ放射線測定器等の防護資機材を順次、整備・備蓄することとしており、市が独自に整備等する場合の財政支援を県に要望している。(青森市)
- ・自主財源以外の特定財源。(黒石市)
- 「原子力」全般について、国がもっと前面に出るべきである。オールジャパンでの対応が必要。(鰺ヶ沢町)
- ・30km圏外の防災計画について回答する立場にない。(函館市)

#### 6. 連絡体制

- ・平常時における報告については、安全協定に揚げる事項について、日本原燃(株)から定期的に文書により報告を受けている。異常時における連絡については、安全協定に揚げる事態が発生した時は、日本原燃(株)から直ちに連絡を受けている。(六ヶ所村)
- ・日本原燃(株)から平常時・異常時に直接本市に連絡が来るような確約はとっていない。原子力施設に何らかの 異常や事故等(特定事象及び警戒事象)が発生した場合には、県から通報を受けることとしている。(青森市)
- ・平常時は、毎月、日本原燃(株)から社長定例記者懇談会の資料等により報告がある。異常時については、特に決まったものはない。(弘前市)
- ・平常時は、日本原燃(株)からの社長定例記者懇談会の資料等により報告がある。当市は原子力防災範囲外であり、現在異常時において決まった連絡体系はないが、異常時には県防災情報ネットワーク等を介した県からの情報提供があるものと考えている。(平川市)
- ・協定書からいうと県及び六ヶ所村が公表することになっているが連絡があるかは分からない。(板柳町)
- ·①平常時 ②異常時。(中泊町)
- ・月に一回程度、定期的な報告はあるが、異常時の取り決め等はしていない。(三戸町)
- ・今までは連絡がない。(南部町)

#### 7. 再処理工場の操業

- ・エネルギー基本計画においては、「米国や仏国等との国際協力を進めつつ、高速炉等の研究開発に取り組む」としています。・高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資することなどから、再処理工場をはじめとした核燃サイクルは推進すべきと考えています。(東通村)
- ・新しいエネルギー基本計画が閣議決定され、当該計画は我が国の長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針をまとめたものであり、重要かつ意義のあることであると評価している。村は、これまで、立地基本協定に基づき、一貫して「安全を第一義に、核燃料サイクル事業を着実に推進すること」を強く求めてきており、当該計画では、その方向性が明確に示されたものと理解している。(六ヶ所村)
- ・国のエネルギー政策全般にかかる問題であり、一自治体がコメントすべきではないと考える。(三沢市、4と同じ)
- ・プルトニウム燃料の取り出し及び輸送、その活用については、県民の安全を第一に考えた慎重な検討が必要であることから、県は、県民の意見をしっかりと聞いて判断して欲しい。(青森市)
- ・プルトニウムの使用先である原発の、休止・廃炉が取りただされている現状では、その最終処分場の確保及び安全性を確立した上で運転すべきと考えます。(外ヶ浜町)
- ・新しいエネルギー基本計画において、原発をベースロード電源と位置づける一方で、原発依存度を省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電の効率化などにより可能な限り低減させるとしている。そのうえで、確保する規模は今後諸条件を勘案し見極めるとしており、全体的に、国のエネルギー需給の状況がどうなるのか明らかになっていないので判断できない。(弘前市)
- ・事業の安全性を担保した上で実施すべきである。(黒石市)
- ・新たなエネルギー基本計画において、原発を重要なベースロードと位置づける一方、省エネや再生可能エネルギーの導入等で可能な限り低減させるとしている。原発の規模は、今後これらを含めた諸条件を勘案し見極めるとしており、今後の国のエネルギー需給の状況が明らかとなっていない現段階では判断できない。(平川市)
- ・当初目的を堅持すべき。(つがる市)
- ・原子力の稼働・廃棄物処理エネルギー確保等について、明確な方針が定まっていないので。(鰺ヶ沢町)
- ・国策として進めていることであり、事業者側の推移を見守る必要がある。(十和田市)
- ·試験研究運転 or ②(七戸町)
- ・大間原発建設差し止め係争中であり他の原子力施設については回答を差し控える。(函館市、3と同じ)

#### 8. 高レベル放射性廃棄物

・国のエネルギー政策全般にかかる問題であり、一自治体がコメントすべきではないと考える。(三沢市、4と同じ)

- ・国との約束は守られるべきことであり、県はその約束が守られるかどうか、しっかりと担保を取るべきであると考える。(青森市)
- 「守られるかどうか」という質問はナンセンス!。(鰺ヶ沢町)
- ・大間原発建設差し止め係争中であり他の原子力施設については回答を差し控える。(函館市、3と同じ)

#### 9. 余裕深度埋設事業

- ・六ヶ所村の事業に対してコメントする立場にはないが、受け入れに当たっては、周辺自治体の意向も確認すべきと考える。(むつ市)
- ・余裕深度処分の対象となる低レベル放射性廃棄物は、現地点においても、原子力発電所の稼働に伴い、発生し現存しているとともに、今後、原子力発電所の高経年化に伴う廃炉においても発生することから、当該廃棄物の処分は必要不可欠です。ただし、当該廃棄物の処分事業の事業主体が日本原燃となり、処分地を六ヶ所村で行うことについては、コメントする立場にありません。(東通村)
- ・余裕震度放射性廃棄物埋設事業を実施するという話しは伺っておらず、お答えすることはできません。(六ヶ所村)
- ・国のエネルギー政策全般にかかる問題であり、一自治体がコメントすべきではないと考える。(三沢市、4と同じ)
- ・県は県民の意見をしっかりと聞いて判断してほしい。(青森市)
- ・大間原発建設差し止め係争中であり他の原子力施設については回答を差し控える。(函館市、3と同じ)

#### 10. 「核のゴミ」の処分

- ・エネルギー基本計画に則り、国が責任をもって進めるべきことと考える。(むつ市)
- ・TRU廃棄物やウラン廃棄物などの処分主体が決定していない廃棄物については、速やかに処分主体を決定すべきですす。・高レベル放射性廃棄物やTRU廃棄物の最終処分については、エネルギー基本計画において、「その取組を強化し、国が前面に立って、その解決に取り組む」とされていることから、直ちに議論を進めていただきたいと思います。(東通村)
- ・国のエネルギー政策全般にかかる問題であり、一自治体がコメントすべきではないと考える。(三沢市、4と同じ)
- ・福島の原発事故を踏まえ、市民の安全・安心を確保するために、あらためて原子力施設の安全性と廃棄物の処分方法等を明確にする必要があると考える。(青森市)
- ・年々増加している電力の消費に伴い、火力発電のほとんどの燃料を諸外国に依存している日本で、原発は一つの選択肢であると考えるが、安全性を確立していない現状においては大きな不安があります。(外ヶ浜町)
- ・新しいエネルギー基本計画において、原発をベースロード電源と位置づける一方で、原発依存度を省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電の効率化などにより可能な限り低減させるとしている。そのうえで、確保する規模は今後諸条件を勘案し見極めるとしており、全体的に、国のエネルギー需給の状況がどうなるのか明らかになっていないので判断できない。(弘前市、7と同じ)
- ・早期に処分方法を決定すべき。(つがる市)
- ・故にオールジャパンで処分方法を処分地選定し地域エゴを排して検討すべきである。(鰺ヶ沢町)
- ・「国」が早く法制度を作るべき。(中泊町)
- ・処分方法を明確化する必要があるかどうかを根拠を付けて説明すべき。(五戸町)
- ・処分方法等決定の上運転すべきである。(新郷村)
- ・大間原発建設差し止め係争中であり他の原子力施設については回答を差し控える。(函館市、3と同じ)

### Q1.東通原発と Q3.再処理工場の防災範囲について

東通 30km が 13 自治体 100km が 4 自治体に対し、再処理工場の範囲を原発よりも狭く考える自治体があった。

狭く考えていたのは、黒石市 (30km:5km)、五戸町 (100km:30km) の 2 自治体だった。

また、「原発 30km、再処理工場:原子力規制委員会」と答えたのは六ヶ所村、野辺地町、東北町の3自治体、「原発 30km、再処理工場:わからない」と答えたのが風間浦村、今別町の2自治体だった。

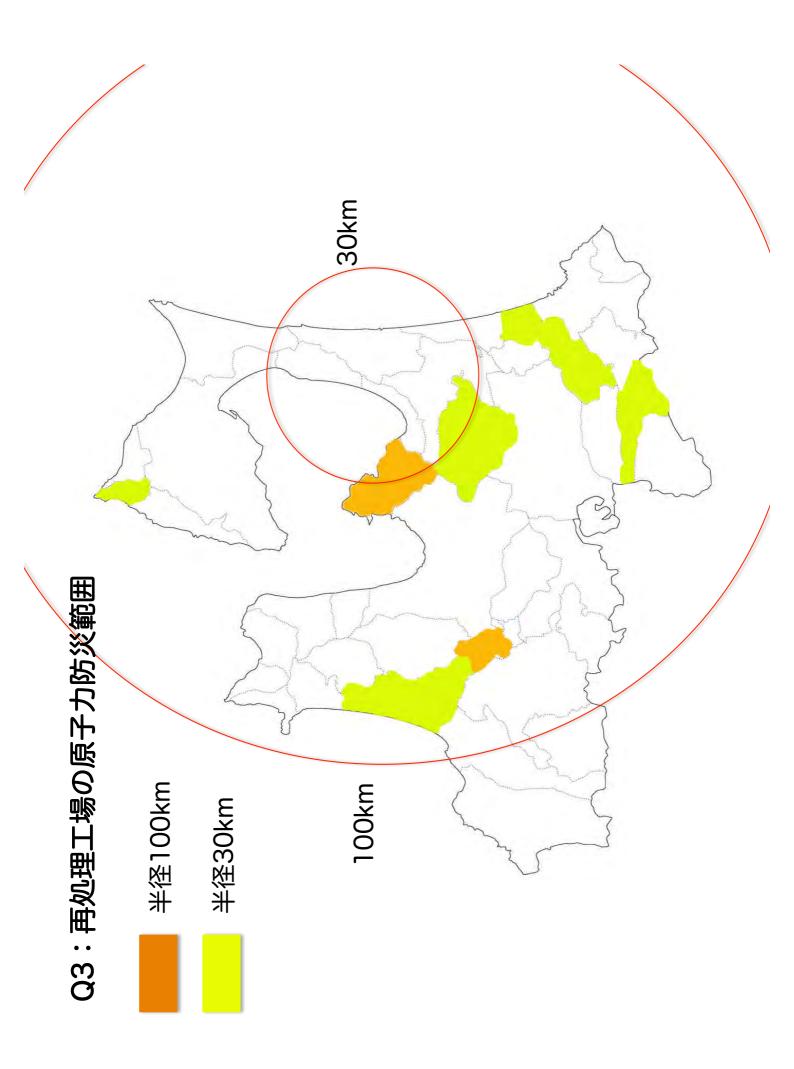
原発と再処理工場で同じ範囲あるいは同じ種類の選択だったのは 33 自治体だった。

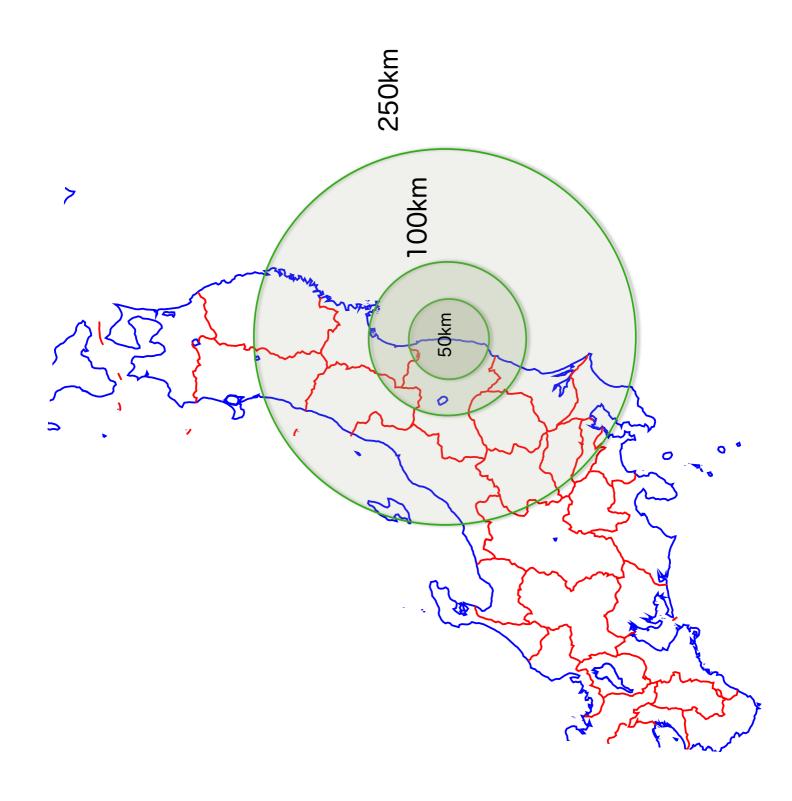
東通・再処理工場ともに防災範囲を 100km としたのは平内町、藤崎町、板柳町、青森市は青森県全域と答えた。中泊町は県の定めに従うが、少しでも離れた方が良いと答えた。

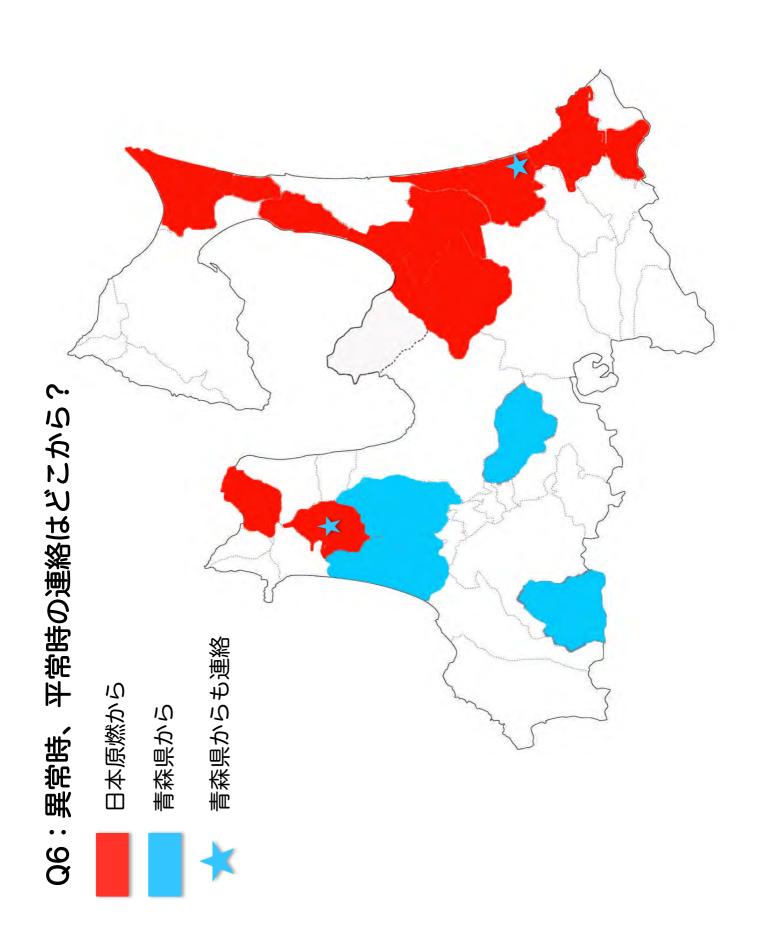
#### コメント:

再処理工場の危険性について、県内自治体に多くの情報を提供する必要があると思われる。

地理的に 100km 以上離れている市町村は鯵ヶ沢と深浦町だけで、100km で線引きする科学的根拠はなく、青森県全域が対象になると考えるべきであろう。







実績表 1 H26.6.10 エネルギー総合対策局 原子力立地対策課地域振興 G 主な電源三法交付金の交付実績(自治体別集計)(単位:千円)

	区 分	これまでの交付実績	責 うち近年の交付	 ·実績	
	市町村等	(S56~H25)	平成23年度	平成24年度	平成25年度
+	大間町	13, 188, 475	963, 515	802, 910	637, 683
地	むつ市	34, 640, 131	3, 076, 800	3, 197, 228	3, 062, 200
立地自治体	東通村	32, 859, 888	3, 715, 551	1, 357, 762	1, 505, 861
体	六ヶ所村	48, 087, 509	2, 673, 819	3, 195, 883	3, 296, 403
	佐井村	2, 562, 053	250, 288	234, 006	86, 244
隣	風間浦村	2, 688, 333	309, 728	296, 205	104, 160
隣接自治体	横浜町	7, 873, 511	368, 520	403, 711	497, 063
治体	野辺地町	6, 874, 101	446, 596	407, 609	352, 578
144	東北町	11, 063, 980	474, 686	474, 727	492, 352
	三沢市	13, 212, 524	762, 527	705, 260	720, 428
	平内町	4, 386, 047	247, 412	251, 903	252, 233
	七戸町	6, 468, 382	353, 310	341, 357	317, 372
	六戸町	4, 026, 801	210, 850	250, 519	213, 179
	おいらせ町	7, 401, 968	395, 420	402, 002	416, 237
	十和田市	17, 329, 921	1, 152, 699	1, 133, 123	1, 131, 076
	青森市	317, 213	23, 219	12, 134	11, 990
その	八戸市	207, 922	17, 000	6, 922	7, 000
他	黒石市	173, 700	4, 400	11, 400	11, 400
の自治体	平川市	245, 405	21, 400	11, 400	11, 400
治体	鰺ヶ沢町	245, 670	4, 400	11, 400	11, 400
''	深浦町	267, 119	4, 400	11, 400	11, 400
	西目屋村	245, 700	4, 400	11, 400	11, 400
	三戸町	245, 610	4, 400	11, 400	11, 400
	五戸町	111, 000	0	7, 000	7, 000
	南部町	111, 000	17, 000	7, 000	7, 000
	階上町	108, 118	17, 000	7, 000	7, 000
	その他	1, 153, 463	0	0	0
給	付金加算措置積式	Г			
		205, 165	97, 272	56, 213	51, 680
	(小計)	216, 300, 709	15, 616, 612	13, 618, 874	13, 245, 139
	県	53, 462, 054	3, 528, 112	4, 924, 503	4, 509, 267
	合 計	269, 762, 763	19, 144, 724	18, 543, 377	17, 754, 406

① この表は、「電源立地地域対策交付金」、「原子力発電施設等立地地域特別交付金」及び「核燃料サイクル交付金」について、当該年度に交付された交付金を集計したものである。

② 交付金には、原子力立地給付金(以下「給付金」)を含み、市町村ごとに集計している。

③ 交付金の中には、「県の給付金に係る事務費」及び「事務交付金」を含んでいない。

④次年度に事業繰越となった分についても、申請年度分に含めている。

⑤一部事務組合に交付されている分については、原則、限度額内示の際に当該交付金が配分されている市町村に含めて整理 している。

区域	市町村	1. ]	東通原	「発の	D防災範囲 2. 緊急時の被曝線量 3. 再処理工場の防災範囲 4. 安全協定の対象 5. 防災計画の財源						6. 通	直絡体制		-	7. 再処3	理工場(	の操業	8. ਜ਼ਿ	高レベル放	射性層	<b>廃棄物</b>	7	9. 余裕深度埋設事業					10. 「核のゴミ」の処分																	
		1	2	3		_	1	2 3	_	1	2	3	4 5	_			_	_	4 5	1					1	2	3 4	5			(4)		_		_	_		2	(3)	_		3 1		(3)	<ul><li>4) (5)</li></ul>
		*	半	半	<b>④</b> 分	⑤ そ	国	従り	<b>分</b> そ	従	半	半	<b>4</b> 4	分	そ	従	防	県	分そ	自	原原	<ul><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(6)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(8)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li>&lt;</ul>	分	そ	日	② 県 から	定 分	<u>⑤</u> そ	プ	② 運 転 打	中間		①守ら	受 5	分	7	核		_		<b>分   そ</b>	を法	② : 運 転	施	分から 他
		径。	径	径。			に	来力	לי לי בי		径		半   4 径   径 1   2 0   5	かっ	の	来	災	内	かの	主	子子	<u> </u>	か。	の	本	か	まかっ	の他	ル	転り	間	かの	6	入口	か	の		全地	極	民の理解	by 0	り制	転	施設を止め	かの
		3	1	2 5	りな	他	従う	規準な	לן כ יי	b 通 り	5	3	0 5	らな	他	通り	範囲	全	ら な	財源	力交	] <b> </b>	らな		原 燃		っ て な	他	サー	し な タ	貯蔵	ら他	れる	先に起	-   り !   た	他	料料	上性が	集中	の理な		也度を	を中	を  -	り   他 な
		k	0	0	んり			+   'c		5	k	k	0 0				ISTI	治	い	加水	付第	ř Ě	じ		か		いいい			いし	J INC.	l,	Ø	よ	しい		が	前	に	解し		皮を整備	止	8	い
		m	k	k						k	m	m	k k					治 体			金 者	首			b		な		ル					る			入	、提	反			備	上す	る	
			m	m						m			m m														い										る		対				る		
立地自治体	むつ市					1			1	ı					1	1								1			1		1				1									1			1
	大間町	1					1					1				1						1					1		1				1							1		1			
	東通村					1			1						1				1		1				1							1	1	1							1	1			1
	六ヶ所村	1					1								1	1							1					1				1	1								1	1 1			
<b>∧</b> =I	7 (7 )) [1]	2				2	2	+		,	+	1		+	3	3		-	1		1	1	1	1	1	-	2	1	2			2	4	1	+		+			1	+.	3 2	+-	$\vdash$	-
合計	- 10-4					2	2	_	_	2		'		+	3	3		-	<u> </u>		-	+:	'		-	-	2		2	_		2	4	'	+	-	+				_		+-		2
周辺自治体	三沢市					-1		_		_				+	+1	$\vdash$		_	1			+'			1	_						1 1	4		_	1	_					-	4	$\sqcup$	1
	野辺地町	1					1								1		1						1		1				1				1					1				1			
	横浜町	1					1			1						1						1			1				1				1							1		1			
	東北町	1					1								1				1			1			1				1				1					1				1			
	風間浦村	1					1							1				1				1					1		1				1				1					1			
	佐井村				1		1							1			1					1					1					1			1					1					1
스틱	1271 13	4			1	1	5	+	+,	1 1					3	1	2	1	2			1 4	4		4	$\dashv$	1 1		4	+		1 1	4		1	1	1	2		2	+	1 4	+	$\vdash$	1 1
合計	<b>丰木</b> 士	4				-	J			_				- 2	3		_	-	2			4			4				4				4		+	-	+	2			+	4			<del>'   '</del>
北津軽郡	青森市					1		_	_	Ч-				+	+1	$\perp$		_	1			+		1		_		1				1 1			_		4				_	1	4		4
	平内町		1					1					1					1				1					1							1			1			1	4	1	4		
	今別町	1					1							1					1			1			1							1	1							1		1			
	蓬田村				1		1							1			1					- 1					1			1				1						1			1		
	外ヶ浜町					1			1						1			1				1					1					1		1						1					1
	計	1	1		1	2	2	1	1				1	2	2		1	2	1 1			4		1	1		3	1		1		1 2	1	3		1				4	1	1 2	1		2
<b>中,本注权刑</b>	弘前市					1	_							+-	1		1	_	<del>-   -</del>			1						1				1	1	+ -			1				1	_	Ħ		1
中•南津軽郡	黒石市	_				-+	1	_		<del>'</del>	+			+	+-		-	-				+		4		-		+-		_		+ + '	+ '		+	_	-				'	+	+	$\vdash$	+
		1							_					_	+.	+			_			+.		_						_		++!	+-		_		4				-	_	4	$\vdash$	
	平川市					1									1		1					1						1				1	1	$\perp$			_			1	1	_	4	ш	1
	西目屋村				1				1					1					1				1			1						1			1					1	1				1
	藤崎町		1				1						1				1					1					1				1			1						1			1		
	大鰐町				1		1							1		1							1				1					1		1					1						1
	田舎館村				1		1							1			1					1					1					1		1						1		1			
	āt	1	1		3	2	4		1 2	2 1			1	3	2	2	4		1			1 3	2	1		2	3	2			1	3 3	3	3	1		1		1	2 4	4	1	1		4 1
JL == :±.±∨ =#7	五所川原市	Ė	Ė		1	Ť		_	1	+	+			1	╁╴	+-+	1	+	_		_	1	+-			1		+-		-	+	1	1	+ -	÷	+	+		†	1	+	1	一	$\vdash$	<del>++</del>
北・西津軽郡		_						_	<del>'  </del>			_		+-			-+									'		1				+ + + -	+		_		-			1	_	+	4—	$\vdash$	٠,
	つがる市	1						1				1					1					+ '				1						1 1	1				_			1			4	$\vdash$	
	鰺ヶ沢町				1		1		_	_				1				1				1					1					1	1		_		_					1	4		1
	深浦町				1				1					1					1				1				1					1			1					1	1				1
	板柳町		1					1					1				1					1						1				1	1	1				1					1		
	鶴田町	1							1			1					1					1					1					1	1							1		- 1			
	中泊町					1	1								1		1					1			1	1			1				1					1		1		1			
	計	2	1		3	1	2	2 ;	3			2	1	3	1		5	1	1			6	1		1	3	1 2	1	1			5 1	6	1	1			2		4 1	1	1 3	1		2 1
上北地方	十和田市					1		+		+				+	1		1					1					1					1	1		Ť		+	Ť		1	+	1	_		
工礼吧力	七戸町	1						1				1					1					1			1		-					1		1					1	1		-   '	1		
		_						-				1					-		1			+ '			-										+.		+			'	1		4		
	六戸町				1				1					1					1			1			1							1			1		+				1		4		1
	おいらせ町	1					1					1					1				1				1	1			1						1		1	1		1	_	1	4		
	八戸市				1				1					1					1			1			1							1	1							1		- 1			
	三戸町	1							1			1					1				1							1				1			1					1					1
	五戸町		1						1			1					1					1					- 1					1		1						1					1
	田子町				1				1					1					1				1				1					1			1						1				1
	南部町					1			<u> </u>						1		1					1						1				1		1						1		1			
	階上町				1		1							1					1			1					1					1	1		+					1		1		$\vdash$	
					1	-	-		1	+									1			1				1	-					1	1		1		+			1	+	+		$\vdash$	1
	新郷村				<u> </u>									+-					1							-									1		+						4		4
	計	3	1		5	2	2	1 (	6 2	2		4		5	2		6		5		2	8	1		4	2	2 2	2	1			8 2	4	3	5		퇶	1	1	9 2	2	5	1		3 2
北海道	函館市					1			1						1				1					1			1					1				1						1			1
	計					1			1						1				1					1			1					1				1						1			1
合計		7	4	0	12	8	10	4 1	2 5	5 1	0	6	3 (	) 13	8 8	2	16	3	8 2	0	2	1 21	1 4	3	6	7	10 4	6	2	1	1 1	17 9	14	10 (	) 7	2	: 0	3	2	19	7 ;	3 11	4	0	9 7
総計		13		_	13	_	_	_	2 8	_	0		3 (	_	_	6	_	_	8 5	_		_	6 6	_	11	_	13 5	-	8	1	1 1			11 (	_	_	1	_	_		_	7 17	_		10 10
ポ芯 高T		13	4	U	13	11	1/	4	4   2	2	1 0	/	S (	,   15	14	0	IQ	4	0 0	U	3	Z   26	ט ו כ	4	11	/	10 5	/	ŏ			18 12	22	111	,   g	3		1 5	1 4	44	/	/	1 4	U	10   10